

県内の在留外国人の動向
 ～ コロナ禍で減少した在留外国人 ～

- ・出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、2020年末の沖縄県の在留外国人は1万9,839人で、新型コロナウイルス対策で入国を規制した影響などから前年末比1,381人(6.5%減)減少した。
- ・国籍・地域別ではベトナムが3,054人(31人増)で最も多く、2年連続でトップとなった。次いで中国(2,624人)、米国(2,519人)、ネパール(2,247人)、フィリピン(2,235人)などの順となったが、いずれも前年末で減少した。
- ・在留資格別では永住者が5,375人で最も多く、増加した。次いで技能実習(2,978人)、留学(2,504人)、技術・人文知識・国際業務(2,343人)などの順となったが、いずれも減少し、特に留学の減少数が最も大きい。また、技能実習も減少したが、これは2019年4月に新たに創設された「特定技能」への移行も大きく影響している。「特定技能」は20年3月末の66人から21年3月末には233人となり、業種別では「飲食料品製造業(89人)」が最も多い。
- ・男女別・年齢階級別では、これまで増加数が最も大きかった20～24歳で減少に転じ、25～29歳、30～34歳はほぼ前年並みの水準にとどまった。これらの年齢階級では「留学」や「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」が多く入国制限が影響した。また、女性の減少数が男性の減少数を上回った。
- ・在留外国人は21年も新型コロナウイルスの感染拡大による入国規制で減少傾向が続いていると推察される。当財団で沖縄県の「推計人口」の人口動態データから21年6月末の在留外国人を試算した結果、1万9,554人と推計され、20年末比で285人程度減少したものと見込まれる。
- ・コロナ禍の収束が見通せるようになるまでは在留外国人は当面、減少基調が横這いが続くものと見込まれる。こうした中、企業、アルバイト先等から解雇されて仕事を失ったり、進学も断念せざるを得ないなどの深刻な状況もみられる。今般のコロナ禍で困窮している外国人を救済するため、異業種への転職や就労ビザの期限切れとなった外国人への救済措置などで特例措置の導入を更に拡充するなど、既存の制度の弾力的な運用が求められる。また、特例措置について各国語での周知を図るなどのきめ細かなサポートが求められ、外国人労働者と受入れ企業との仲介や転職先の紹介についても支援する必要がある。

1. はじめに

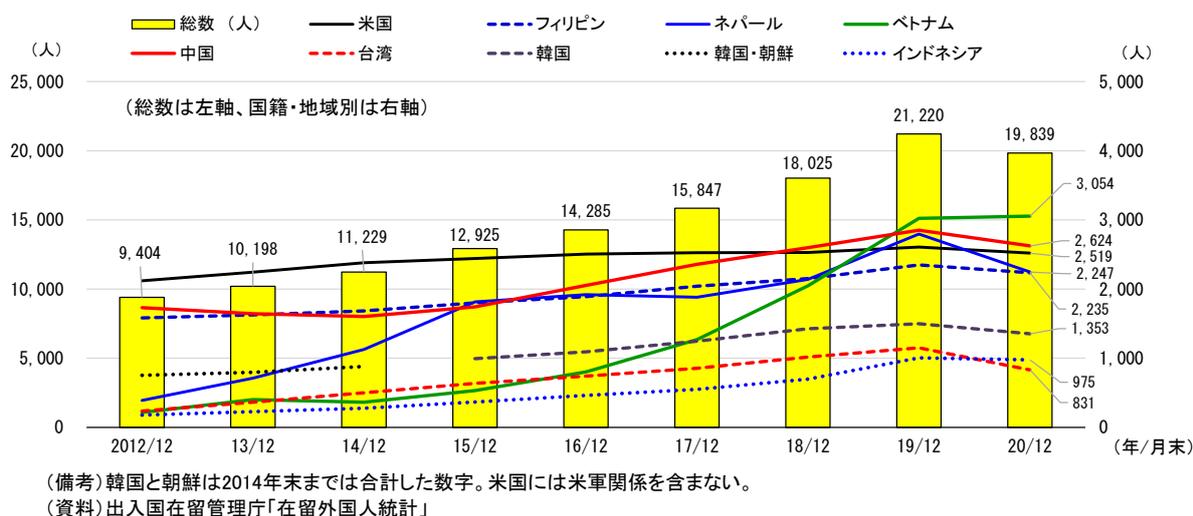
出入国在留管理庁の「在留外国人統計」(2021年3月31日公表)によると、20年末現在の国内の在留外国人は288万7,116人となり、前年末に比べ4万6,021人(1.6%減)減少した。前年末に比べて減少したのは12年以来8年振りであり、新型コロナウイルス対策で外国人の新規入国を制限した影響が出た。沖縄県の在留外国人は1万9,839人で前年末比1,381人(6.5%減)の減少となった。同庁では先般(7月16日)、都道府県別の在留外国人の国籍別、在留資格別、男女年齢別のデータにつ

いても公表しており、今回の「沖縄経済レビュー」では、これらのデータから20年のコロナ禍における本県の在留外国人の動向について取りまとめた。また、本県の「推計人口」より21年6月末の在留外国人の人数について推計した。

2. 国籍別・地域別の在留外国人

2020年末の本県の在留外国人は前述したように1万9,839人で、前年末比6.5%の減少となった(図表1、2)。国籍・地域別で見るとベトナムが3,054人で最も多く、前年末より31人(1.0%増)増加し、2年連続でトップになった。在留外国人に占める割合も19年末の14.2%から20年末には15.4%に上昇した。在留外国人の人数では、次いで中国が2,624人(19年末比で228人減、8.0%減)、米国(米軍関係を除く)が2,519人(同88人減、3.4%減)、ネパールが2,247人(同550人減、19.7%減)、フィリピンが2,235人(同113人減、4.8%減)などとなったが、人数では前年末比でいずれも減少した。

図表1 在留外国人の総数および国籍・地域別人数(沖縄県)



図表2 在留外国人の総数および国籍・地域別人数(沖縄県、5年前との対比)

	人 数				増 減 数	
	2015年末		2020年末		15~19年末	20年 (年間)
	人数	構成比	人数	構成比		
総数	12,925	100.0	19,839	100.0	8,295	▲ 1,381
1 ベトナム	532	4.1	3,054	15.4	2,491	31
2 中国	1,742	13.5	2,624	13.2	1,110	▲ 228
3 米国	2,443	18.9	2,519	12.7	164	▲ 88
4 ネパール	1,815	14.0	2,247	11.3	982	▲ 550
5 フィリピン	1,800	13.9	2,235	11.3	548	▲ 113
6 韓国	994	7.7	1,353	6.8	503	▲ 144
7 インドネシア	367	2.8	975	4.9	637	▲ 29
8 台湾	635	4.9	831	4.2	514	▲ 318
9 ブラジル	273	2.1	581	2.9	242	66
10 インド	292	2.3	329	1.7	54	▲ 17

(備考) 米国には米軍関係を含まない。▲はマイナス。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

中国は14年頃までは尖閣問題などの影響もあり緩やかながら減少していたが、15年以降増加に転じ、18年末には在留外国人として初めて米国を上回り、国籍別で最も多い在留外国人となった。インバウンドの増加に伴い、通訳や語学教師など技術・人文知識・国際業務の在留資格者が増加してきたが、20年はコロナ禍におけるインバウンドの急減により減少に転じた。また、15年まで留学生を中心に急増していたネパールは16～17年に横ばいとなった後、18年以降は再び増加に転じ、19年末は2,797人で658人増と増加数ではベトナムに次いで多かったが、20年末は新型コロナウイルス対策としての新規入国の制限から減少した。

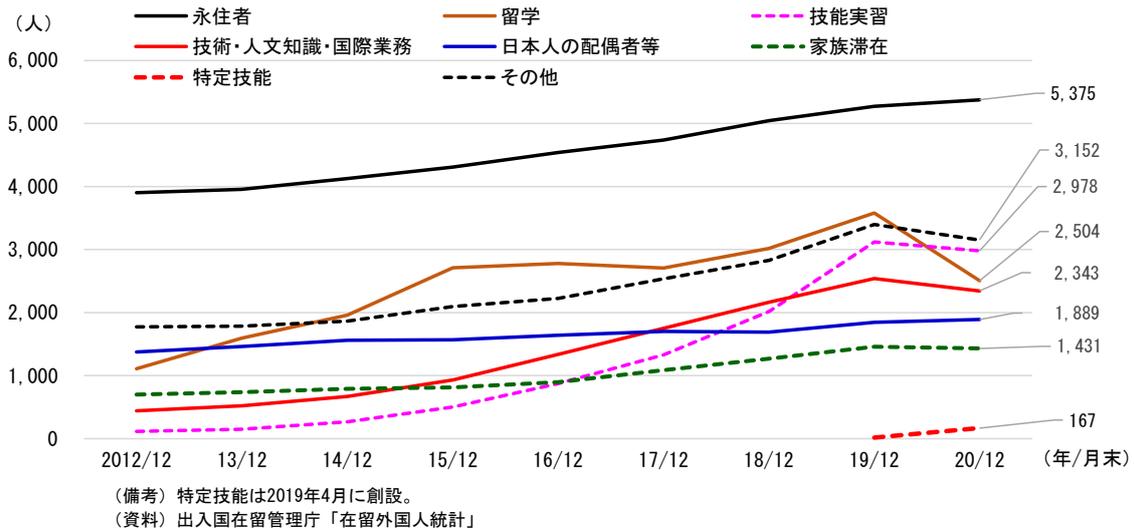
3. 在留資格別の在留外国人

日本に在留する外国人に対しては、出入国管理法によりその外国人が行う活動内容や日本において有する身分・地位に応じて資格が付与されており、この在留資格ごとに在留期間や活動内容が決められている。在留資格には大きく分けて①「永住者」や「日本人の配偶者等」など、日本人と同じように就労などの活動に制限がない身分・地位に基づく在留資格、②「技術・人文知識・国際業務（技術者や通訳、語学教師など）」や「技能実習」、「教授」、「興行」など定められた範囲や職種で就労が認められる在留資格、③「留学」や「家族滞在（就労資格等で在留する外国人の配偶者、子）」など就労が認められない在留資格（ただし、留学生等の場合は資格外活動として一定の範囲内で就労が認められる）、④「特定活動（外交官等の家事使用人、ワーキングホリデーなど）」としての在留資格があり、このほか第二次大戦前から居住している在日韓国・朝鮮人等の「特別永住者」としての在留資格がある。また、外国人労働者の受け入れを拡大するため、2019年4月から農業や建設業、介護業、宿泊業、外食業など14業種を対象とした在留資格として「特定技能」が創設された。

20年末の本県の在留外国人を在留資格別でみると、永住許可を受けた「永住者」が5,375人で最も多く、「永住者」は増加基調にある（図表3）。永住者は通常、10年以上日本に住み、素行や資産、生計能力等の条件を満たせば申請によって在留資格を得ることができるので、他の在留資格から「永住者」の在留資格に切り替えた外国人が増加しているとみられる。次いで「技能実習」が2,978人となったが、前年末比では141人の減少となった。この「技能実習」の減少は、19年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設され、その約8割が「技能実習」から移行したことが大きく影響している。

「留学」は2,504人で前年末比1,076人減と在留資格別で最も減少数が大きい。留学は15年まで増加基調で推移した後、16年以降横ばいに転じたが18年は再び増加し、19年は564人の増加となっていた。留学生はネパール人が多く、留学生の推移は前述したネパール人の推移と概ね同じ動きとなっている。16～17年は出稼ぎが目的の留学や規定の週28時間を超える就労、失踪などが問題化したこともあり、横ばいに転じていた。専門性の高い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」は2,343人となり、195人の減少となった。以下、「日本人の配偶者等」（1,889人で46人増）、「家族滞在」（1,431人で27人減）の順となっている。

図表 3 在留外国人の在留資格別人数（沖縄県）



(特定技能の在留外国人)

前述したように、政府は外国人労働者の受け入れを拡大するため、2019年4月から新たな在留資格として「特定技能」を創設した。対象となる業種は農業や建設業、介護業、宿泊業、外食業など14業種である。これまで外国人労働者の在留資格は基本的に専門職に限られており、飲食料品の製造業や農業、建設業、外食業などの分野での雇用確保は技能実習生や留学生（アルバイトの資格外活動）に頼ってきたが、低賃金や長時間労働など待遇の悪さが問題視されてきた。特定技能は賃金を日本人と同水準とし、技能実習では認められていなかった転職も同じ業種内で保障するなど待遇面での改善を図っている。最長5年間働くことができ、その後も一部の分野については技能水準により在留期間の更新や家族の帯同も可能としている。この資格は、3年間の技能実習を終了するか、日本語と業種ごとの技能評価試験に合格すると認められ、政府は当初5年間で最大35万人、19年度で最大4万7,550人の受け入れを想定していた。しかし、19年4月の創設から2年経過した21年3月末の実績は2万2,567人となっている。また、この外国人の84.6%が技能実習生からの受け入れであり、海外から新たに受験した外国人は14.9%となっている（その他のルートが0.5%）。「特定技能」の在留外国人は創設から1年経過後の20年3月末時点では、手続きの煩雑さや送り出し国との調整不足、日本企業側の負担などから3,987人で低調であったことと比べると大きく増加しているが、新型コロナウイルスの感染拡大による試験の中止や入国規制などが影響し、当初の想定を下回っている。政府は徐々に入国規制を緩和していく方針であるが、足元では新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、当面は基調として外国人の入国制限が続くものと見込まれる。

本県における特定技能の外国人についてみると、20年3月末は66人であったが、21年3月末は233人となり、167人の増加となっている（図表4）。全国の特定技能に占める割合は1.0%となっている。

特定技能の外国人を業種でみると「飲食料品製造業」が89人で最も多く、全体の38.2%を占めている。次いで「農業」が85人（同36.5%）で、この2つの業種で全体の74.7%を占めている。その次に多いのが「介護」の21人（同9.0%）、「建設」の13人（同5.6%）、「ビルクリーニング」の8人（同3.4%）などとなっている。国籍別でみるとインドネシアが77人で最も多く、次いでベトナム（71

人)、カンボジア (38 人)、ミャンマー (25 人) などとなっており、この 4 か国で全体の 90.6%を占めている。また、特定技能へのルートとしては技能実習ルートが 190 人、試験ルートが 43 人で、81.5%が技能実習生からの受け入れとなっている。

図表 4 特定技能在留外国人数 (沖縄県)

(単位: 人、%)

		【 2020年3月末 】										
		人数	構成比	上位国・地域			試験・技能実習ルート別					
				1位	2位	3位	試験	技能実習	その他			
全分野		66	100.0	カンボジア	33	インドネシア	30	※1	3	2	64	-
1. 介護		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. ビルクリーニング		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 素形材産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 産業機械製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 電気・電子情報関連産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 建設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 造船・船用工業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 自動車整備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 航空		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 宿泊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 農業		39	59.1	カンボジア	20	インドネシア	18	ベトナム	1	-	39	-
12. 漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 飲食料品製造業		25	37.9	カンボジア	13	インドネシア	12	-	-	-	25	-
14. 外食		2	3.0	マレーシア	1	フィリピン	1	-	-	2	-	-
		【 2021年3月末 】										
		人数	構成比	上位国・地域			試験・技能実習ルート別					
				1位	2位	3位	試験	技能実習	その他			
全分野		233	100.0	インドネシア	77	ベトナム	71	カンボジア	38	43	190	-
1. 介護		21	9.0	ベトナム	10	フィリピン	5	ネパール	3	21	-	-
2. ビルクリーニング		8	3.4	インドネシア	5	ベトナム	3	-	-	5	3	-
3. 素形材産業		2	0.9	ベトナム	2	-	-	-	-	-	2	-
4. 産業機械製造業		2	0.9	ベトナム	3	-	-	-	-	-	2	-
5. 電気・電子情報関連産業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 建設		13	5.6	ベトナム	9	中国	4	-	-	-	13	-
7. 造船・船用工業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 自動車整備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 航空		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 宿泊		3	1.3	ミャンマー	2	ネパール	1	-	-	3	-	-
11. 農業		85	36.5	カンボジア	35	ベトナム	27	インドネシア	20	5	80	-
12. 漁業		1	0.4	インドネシア	1	-	-	-	-	-	1	-
13. 飲食料品製造業		89	38.2	インドネシア	49	ミャンマー	20	ベトナム	17	-	89	-
14. 外食		9	3.9	ネパール	3	フィリピン	3	※2	3	9	-	-

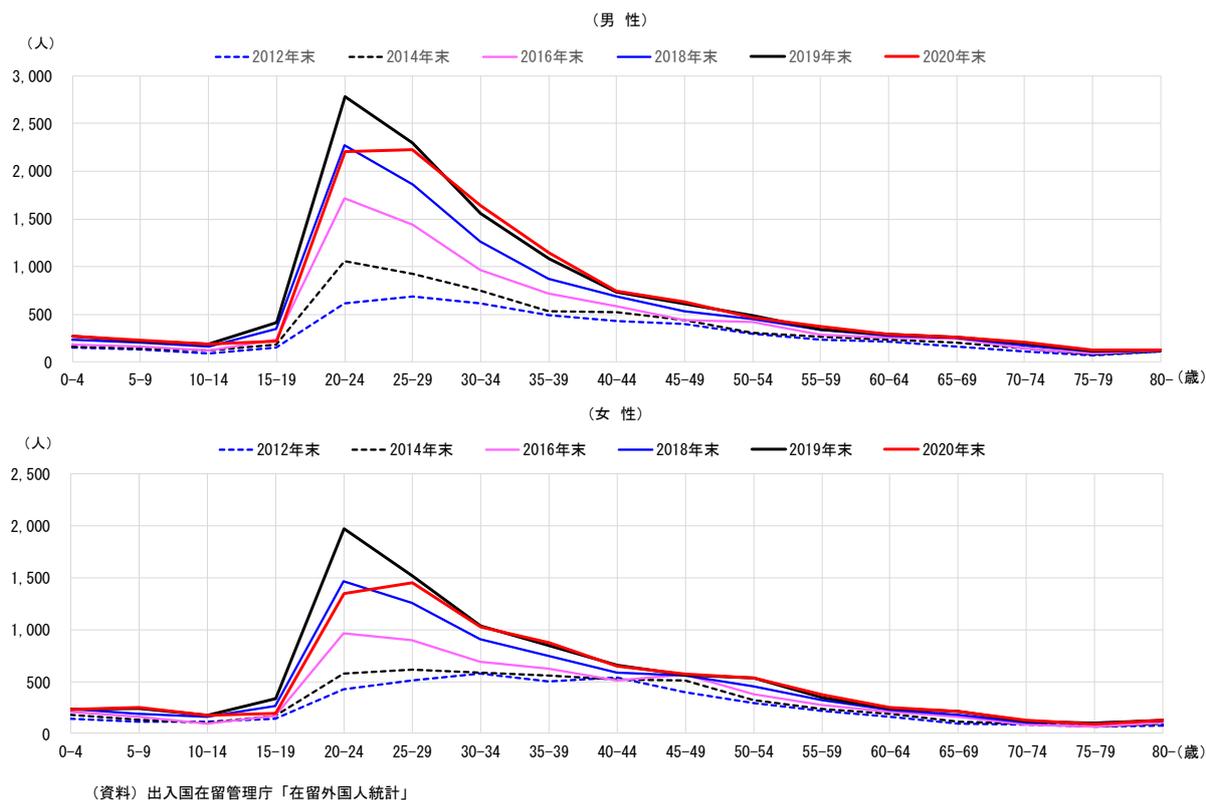
(備考)※1はマレーシア、フィリピン、ベトナムが各1人、※2は台湾、マレーシア、ベトナムが各1人。

(資料)出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」

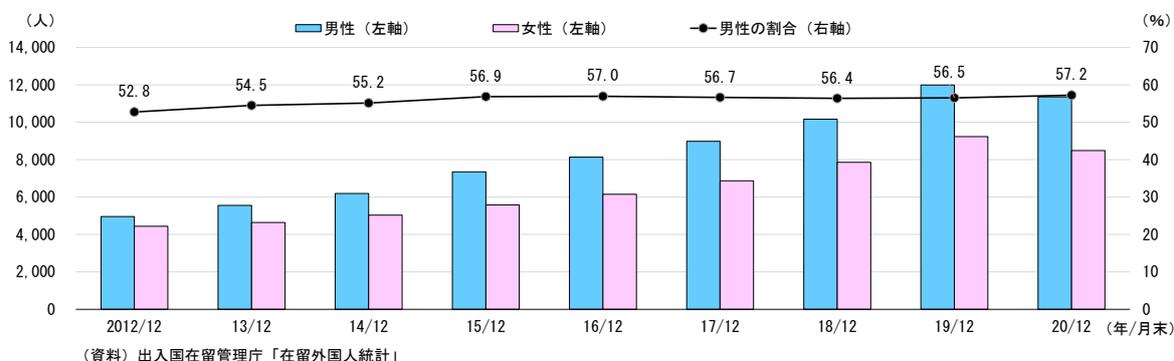
4. 男女別・年齢階級別の在留外国人

本県の在留外国人について男女別・年齢階級別の人数をみると、2020 年末は男性、女性ともこれまで増加数が最も大きかった 20～24 歳において前年末比で減少に転じている(図表 5)。また、20～24 歳と同様にこれまで増加数が大きかった 25～29 歳、30～34 歳はほぼ前年並みの水準にとどまった。これらの年齢階級では在留資格でみると「留学」や「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」が多く、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限の影響がみられた。20 年末の男女別の人数では、男性が 1 万 1,353 人で前年末比 636 人減、女性が 8,486 人で同 745 人減となり、女性の減少数が男性を上回った。この結果、男性の割合は 57.2%で前年末の 56.5%を 0.7 ポイント上回った(図表 6)。また、19 年まで最も多かった 20～24 歳は、20 年末では男性が 2,206 人で前年末比 579 人減少し、女性は 1,345 人で同 630 人減少しており、男女とも 25～29 歳が 5 歳年齢階級別で最も多い人数となった。

図表5 在留外国人の男女別・年齢階級別人数（沖縄県）



図表6 在留外国人の男女別人数（沖縄県）



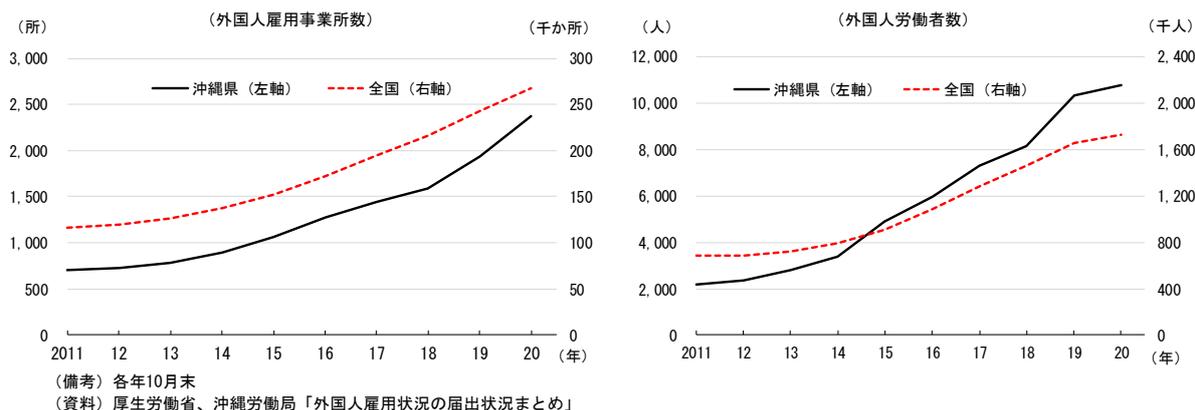
5. 県内事業所の外国人雇用状況

全国的に人手不足が深刻化する中、女性や高齢者とともに労働力人口として増加してきたのが外国人である。本県でも全国と同様、日本人の人手不足を補うように外国人の労働者が増加してきた。沖縄労働局の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると、県内で外国人労働者（注）を雇用する事業所数は2020年10月末現在で2,371か所となり前年比430か所増加（22.2%増）し、増加率は全国（10.2%増）を上回った（図表7）。また、県内の外国人労働者は1万787人で前年比473人増加（4.6%増）している。いずれも07年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新している。20年（暦年）はコロナ禍において在留外国人の人数は減少したが、外国人の雇用者数は19年10月末の前年比26.7%増から20年10月末は同4.6%増と伸びは鈍化したものの、10月末時点での対比では増加基調を続けたことになる。もっとも、調査時点が10月末であることから、コロナ禍前の19年11～12月の

外国人雇用者が拡大していた時期を含み、コロナ禍の影響が続いた20年11～12月は含まれていないことに留意する必要がある。新型コロナウイルスがほぼ全期間に及んだ20暦年ベースでは外国人雇用者は減少した可能性が高い。

(注)「外国人雇用状況の届出状況まとめ」は対象が雇用者であり、就業者としては雇用者のほかに個人事業主の在留外国人等がいることに留意する必要がある。

図表7 外国人雇用事業所数と外国人労働者数



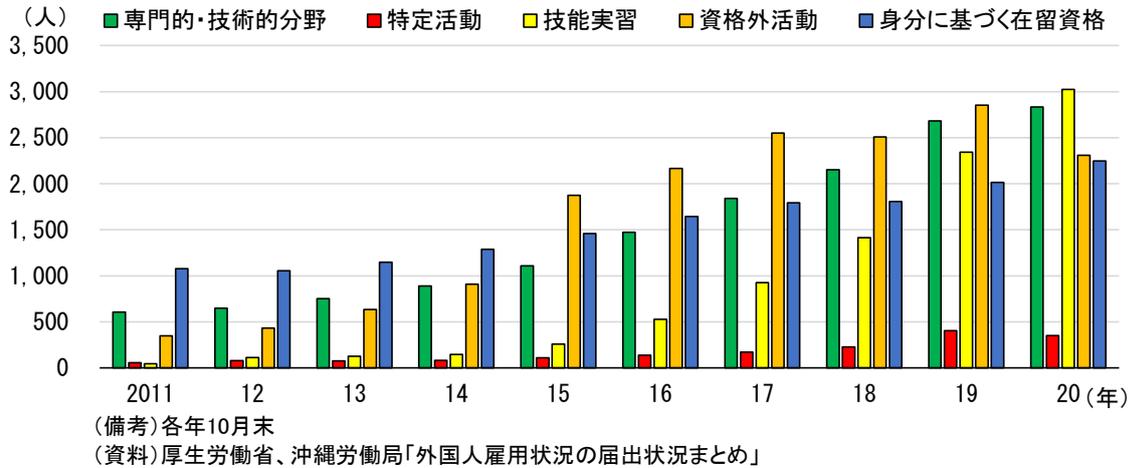
ちなみに、在留資格別の雇用状況(図表8)をみると、20年10月末では「技能実習」が3,024人で最も多く、前年10月末比で681人増となっているが、「在留外国人統計」では20年12月末の「技能実習」は2,978人で前年12月末比141人の減少となっている(図表3)。「技能実習」の減少は前述したように19年4月に創設された「特定技能」への移行が大きく影響しているが、「技能実習」の減少数はこの移行分を上回っている。この2つの統計より、「技能実習」は19年10月末から同年12月末にかけて増加したが、20年に入り「特定技能」への移行のほか、新型コロナウイルス感染拡大も影響して暦年ベースでは減少したものと推察される。

また、「外国人雇用状況の届出状況まとめ」の「資格外活動」はほとんどが留学生のアルバイトであるが、20年10月末は2,308人で前年比546人減少している。また、「在留外国人統計」での「留学」は20年12月末で2,504人となり前年比で1,076人減少している(なお、留学生の中には資格外活動をしていない外国人もいる)。20年は2つの統計とも人数が減少しているが後者の減少数が大きく、20暦年では減少幅が拡大していることが窺える。

さらに、「在留外国人統計」の「技術・人文知識・国際業務」は、「外国人雇用状況の届出状況まとめ」では「専門的・技術分野」に含まれており、同分野の約7割を占めているが、後者における「技術・人文知識・国際業務」は19年10月末から20年10月末にかけて72人増加している。一方、前者では20暦年で195人減少している。

「技能実習」、「資格外活動(留学が大半)」、「技術・人文知識・国際業務」は外国人雇用者数の約65%を占めており、上記のようにこの3分野とも20暦年で減少していることを勘案すると、外国人雇用者の総数も減少している可能性が高い。

図表 8 在留資格別の外国人労働者数（沖縄県）



6. 2021 年上半期の在留外国人の動向（21 年 6 月末の試算）

以上みてきたように、本県における在留外国人はインバウンドの増加への対応や留学生、技能実習生の受け入れ拡大により、高い伸びで推移してきたが、2020 年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により 12 月末は 1 万 9,839 人と前年末比 1,381 人（6.5%減）の減少に転じた。

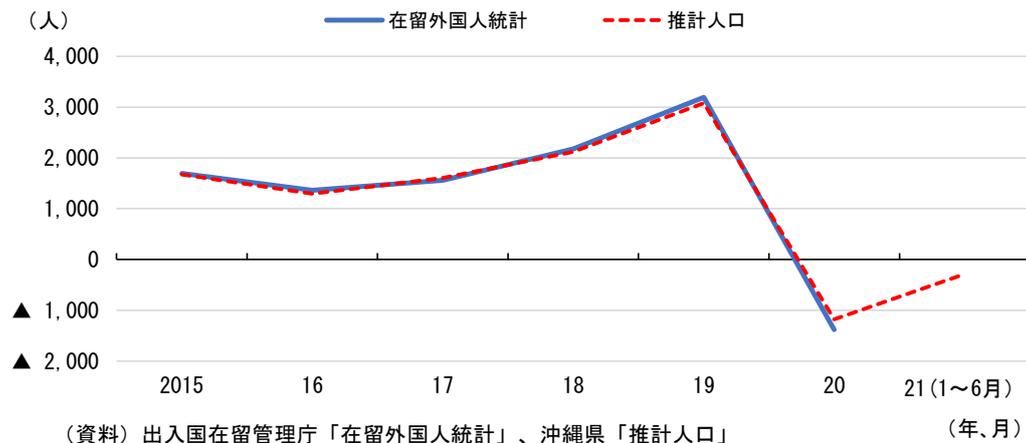
21 年も新型コロナウイルスの感染拡大は続いており、入国規制の影響などで在留外国人の減少傾向が続いていると見込まれる。出入国在留管理庁の「在留外国人統計」では各年 6 月末と 12 月末のデータが公表されており、直近の公表データは 20 年 12 月末である。21 年 6 月末のデータが公表されるのは数カ月先となることから、当財団では沖縄県の月次の「推計人口」を用いて 21 年 6 月末の在留外国人の人数について試算してみた。「推計人口」では日本人、外国人別の各月の人口動態が把握できる（図表 9）。

図表 9 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の動向（沖縄県）

在留外国人統計		(単位:人)						
(年)		2015	16	17	18	19	20	21(1~6月)
総数(年末・月末)		12,925	14,285	15,847	18,025	21,220	19,839	-
増減数		1,696	1,360	1,562	2,178	3,195	▲ 1,381	-
推計人口		(単位:人)						
(年)		2015	16	17	18	19	20	21(1~6月)
増減数		1,673	1,294	1,608	2,122	3,080	▲ 1,177	▲ 285
自然増減		29	43	38	66	53	56	50
出生		59	77	77	106	97	117	70
死亡		30	34	39	40	44	61	20
社会増減		1,644	1,251	1,570	2,056	3,027	▲ 1,233	▲ 335
転入		4,123	4,292	4,907	6,106	7,553	3,411	1,459
県外からの転入		3,661	3,750	4,385	5,602	6,874	2,871	1,248
その他の転入		462	542	522	504	679	540	211
転出		2,479	3,041	3,337	4,050	4,526	4,644	1,794
県外への転出		1,763	2,227	2,524	3,118	3,484	3,197	1,270
その他の転出		716	814	813	932	1,042	1,447	524

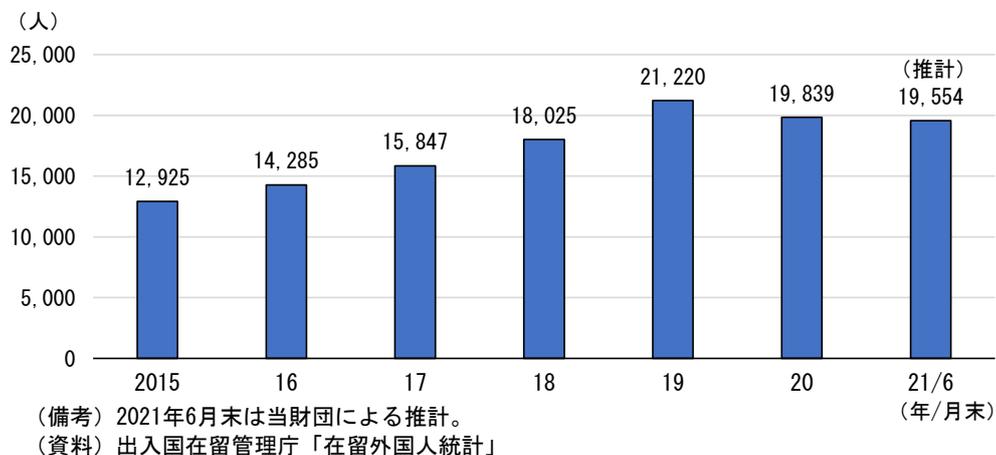
(備考)「その他の転入」、「その他の転出」は実態調査や出入国在留管理庁からの通知などにより、本人からの届出がなくても職権によって記載、削除した分などである。社会増減では県内市町村間の転入、転出は除いている。▲はマイナス。
(資料)出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

図表 10 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の増減数（沖縄県）



15年以降について「推計人口」の外国人の自然増減、社会増減（県内市町村間の移動は除く）を合わせた人口の増減数をみると、「在留外国人統計」の増減数とほぼ近い数値となっている（図表 10）。そこで、20年末の在留外国人に21年1～6月の「推計人口」の外国人の増減数を加減することにより21年6月末の在留外国人を試算した。それによると21年6月末の在留外国人は1万9,554人と推計され、20年末で285人程度減少したものと見込まれる（図表 11）。

図表 11 在留外国人の2020年末までの推移と21年6月末の推計（沖縄県）



7. おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、在留外国人については入国規制により新たに入国する外国人が減少している。一方、帰国を希望しても本国への航空便の減少などにより帰国が困難な状況も発生しているが、政府は帰国を希望する在留外国人については各国政府とも交渉し、早期帰国の実現に取り組んでおり、コロナ禍の収束が見通せるようになるまでは、在留外国人は当面、減少基調が横這いが続くものと見込まれる。こうした中、企業、アルバイト先等から解雇されて仕事を失ったり、進学も断念せざるを得ないなどの深刻な状況もみられる。外国人の在留については出入国管理法が適用され、許容される活動内容や地位・身分等について細かい規定があるが、今般の新型コロナウイルス

スの感染拡大で困窮している外国人を救済するため、政府も非常事態として一部特例措置を導入している。しかし、救済すべき多くのケースに十分に対応できていないのが現状である。異業種への転職や就労ビザの期限切れで短期滞在の在留資格となった外国人への救済措置などで特例措置の導入を更に拡充するなど、既存の制度の弾力的な運用が求められる。また、言葉の壁から情報を入手しにくい外国人も多く、特例措置について各国語での周知を図るなどのきめ細かなサポートが求められ、外国人労働者と受入れ企業との仲介や転職先の紹介についても支援する必要がある。

一方、県内でも貴重な労働力の担い手となっている在留外国人への支援については、県内企業や各種団体などの民間部門でも広がっている。ただ、本県は歴史・文化・社会・地理的な特性から、他県と比べると外国人と共生し易い土地柄であり、外国人が住みやすい地域として市民レベルではうまくいっている面もみられるが、今般のコロナ禍において、行政や制度・組織的な体制といった視点からみると、困った時の支援が公的な制度・体制の面からも充実しているかなど、多くの問題点や今後の課題も浮き彫りになった。

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた後には、経済活動の回復に伴い再び深刻な人手不足が予見される。在留外国人にとって厳しい時こそ、外国人を労働力としてだけでなく生活者として受入れ、地域でのコミュニティを強化し、支え合い共生できる社会を形成していくことが重要になる。就労支援だけでなく日本語教育や子供の学校、住居、医療、社会保障など生活全般について更なる環境整備も進めなければならず、そのサポート体制の構築に向けて官民が連携して取り組む必要がある。本県は新たな振興計画（素案）の基本施策の中で、「沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成」を掲げている。そこには本県の地域特性や海外のウチナーネットワークなどを生かして多文化共生社会の構築を形成するとしており、そのためには観光・経済・文化等の様々な分野での多角的交流の取組みを強化・拡充することを課題として挙げている。前述したような外国人材の受入環境の整備に加え、こうした多文化との交流により多様な価値観を持つ外国人との共存が可能となる社会を形成していくことで、本県がコロナ後も選ばれる地域となることを期待したい。

（上席研究員 金城毅）